

省エネ基準適合性判定手数料（建築物省エネ法第12条、第13条関係）

（手数料条例第2条第1項第101号、102号、別表第15、別表第16）

床面積(※2)の合計	工場等(※1)		工場等以外	
	モデル建物法(※3)	標準入力法等(※4)	モデル建物法	標準入力法等
1,000㎡未満のもの	27,100円	31,600円	113,000円	292,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	38,500円	44,000円	149,000円	378,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	97,600円	104,000円	242,000円	539,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	147,000円	154,000円	317,000円	664,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	182,000円	191,000円	380,000円	786,000円
25,000㎡以上のもの	226,000円	236,000円	446,000円	896,000円

- ・増改築を行う場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
（既存部分の床面積は対象外）
- ・計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数料を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。（100円未満は切り捨て。）
- ・軽微変更該当証明書の交付事務手数料は、計画変更の手数料に準じ、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。

※1 工場等…建築基準法上の主たる用途が次のもの。

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 床面積…新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建物法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法